

令和8年度

外国人材受入支援事業補助金

外国人材の受入れ及び定着を支援し、労働力の確保と多様な人材の活躍による市内産業の活性化を図るため、新たに外国人材を受け入れる際の初期費用の一部を支援します。

補助対象者

市内に本社、支店、営業所を有する中小企業者または個人事業主で、以下のいずれにも該当する者（笠間市外国人介護人材受入支援事業補助金の補助対象者を除く）

- (1) 補助金の交付を申請しようとする日の属する年度内において新たに受入れを開始した外国人材で、当該申請日において引き続き雇用していること
- (2) 外国人材を直接雇用し、市内の事業所に就労させていること
- (3) 補助対象経費の支払を終えていること
- (4) 外国人材の職場定着や地域定着のため、働きやすい環境づくり、スキルアップ支援又は生活支援等に積極的に取り組んでいる、又は取り組む意思があること
- (5) 茨城県外国人材適正雇用推進宣言を行い、茨城県に申し出ていること
- (6) 市税の滞納がないこと



補助対象となる外国人材(在留資格)

技能実習、特定技能、技術・人文知識・国際業務

補助対象経費

市内中小企業者が負担した外国人材の雇用に要した経費

- (1) 登録支援機関、監理団体及び日本国内の人材紹介会社に支払った初期費用
- (2) 在留資格の変更の申請及び在留期間の更新の申請に係る書類の作成に要する経費
- (3) 外国人材の就労時の入国を目的とした渡航費
- (4) 外国人材の受入れを目的とした住宅借上げに要する費用(敷金、礼金等)
- (5) 生活必需品の購入費(寝具、家電、通勤に要する自転車等)

補助額

補助対象経費 **2分の1以内**
外国人材1人当たり **上限10万円**
1事業者につき申請年度 **2人まで**

申請の流れ

外国人材受入れ
補助対象経費支払

交付申請
関係書類提出

交付決定
補助金交付

※交付申請前に「茨城県外国人材適正雇用推進宣言」への申出が別途必要となります。詳細は県HPや市HPの補助金案内ページからご確認ください。

お問い合わせ・申請先

笠間市 商工課 外国人材支援センター
TEL：0296-77-1101（内線512） FAX：0296-77-1146
E-MAIL：gaikoku-c@city.kasama.lg.jp

笠間市 外国人材 補助金

申請方法などの
詳細は市HPをご
覧ください

